

【重要】8月23日以降の課外活動（体育会）の取り扱いについて（8/23）

- 課外活動は、原則自粛してください。
- 関西圏外での活動は禁止します。
- 学外団体との交流および練習試合等は原則禁止します。

※ 詳細については、別紙を参照してください。

※ 感染症から自分自身を守るため、新型コロナウイルスワクチンの接種を推奨します。

※ 感染症まん延防止の観点から、定期的なCOVID-19検査（PCR検査または抗原検査）の実施を推奨します。

※ 半数に及ぶクラブで感染者が多数発生しております。制限等を遵守するだけでは、感染拡大を完全に防げないという事を理解してください。



関西大学学生センター

社会性・人間力を培う課外活動を応援しています

課外活動（体育会）に参加される学生の皆様へ

スポーツ振興グループ

8月23日以降の課外活動（体育会）の取り扱いについて【活動段階Ⅱ】（8月23日更新）

緊急事態宣言の延長に伴う大阪府からの要請に基づき、8月23日以降の課外活動は自粛してください。これに伴い、関西圏外での活動・学外団体との交流および練習試合等については原則禁止とします。

なお、公式戦が予定されているなど、やむを得ず、必要最小限の活動を行う場合については、活動段階Ⅱの取り扱いに準じて活動してもらうこととなります。活動を希望される場合は必ずスポーツ振興グループにご相談ください。【※必要に応じて、COVID-19検査（PCR検査または抗原検査）を求める場合があります。】

また、高槻キャンパス、堺キャンパス、高槻ミュージックキャンパスにおける課外活動については、各キャンパス独自の取り扱いを設けていますので、各キャンパスを活動拠点にしていた団体が活動を行う場合は、所管窓口にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症に関する情報は、日々更新されることから、本学の対応も状況に応じて変化します。課外活動に関する今後の対応については、インフォメーションシステム等で最新情報を発信しますので、適宜確認してください。

記

【活動段階Ⅰ～Ⅲにおける活動の目安】



※活動段階ごとの具体的な取り扱い、段階を移行するタイミングについては、対策本部会議と協議の上、適宜判断する。
 ※不明な点等があれば、個別に対応しますのでスポーツ振興グループに相談すること。

1 活動段階Ⅱの取り扱いについて

(1)対象期間 8月23日(月)～

活動場所	対象施設	活動時間	許可する活動
千里山キャンパス (屋内施設)	中央体育館 東体育館	【月～土】 7:00～20:00 【日・祝】 7:00～17:00	<ul style="list-style-type: none"> ・1グループ50名以内で活動すること。 ・50名を超える団体は、複数のグループを形成し、グループごとに活動すること。
	養心館専用施設 凱風館専用施設 千秀館道場 100周年記念会館プール	【全ての曜日】 7:00～20:00	
千里山キャンパス (屋外施設)	中央グラウンド 北広場 屋内練習場 空中テニスコート ソフトテニス場 KBF 弓道場	【全ての曜日】 7:00～20:00	<ul style="list-style-type: none"> ・1日1人につき4時間まで使用可。 ・感染症対策を講じた上で活動すること。
千里山キャンパス (その他施設)	部室 更衣室(シャワー室含む) ミーティングルーム	/	<ul style="list-style-type: none"> ・部室は更衣のみとし(マネージャーによる事務作業除く)、更衣室も使用可とする。ただし、「マスク着用」「会話禁止」「短時間」「換気」を徹底のうえ使用すること。 ・ミーティングはオンラインで実施し、ミーティングルームの使用は控えること。

注1) 部室の鍵の取り扱いについて

早朝練習(7:00～9:00)を希望するクラブは、「鍵の受取許可願」をスポーツ振興グループに提出すること(「体育会マネージャー必携」参照)。また、活動終了時には必ず施錠し、閉館時刻までに返却すること。**【夏季休業期間中の体育施設閉館時刻 ⇒ 20:00】**

注2) 学外施設を使用する場合は、当該施設のガイドラインを厳守し、十分な感染症対策を講じること。

<許可しない活動>

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① 関西圏外での活動 | ② 学外団体との交流および練習試合 |
| ③ 合宿及び宿泊を伴う活動 | ④ 換気が徹底できない屋内での活動 |

【備考】

- ・接触を伴う活動及び大きな声を伴う活動は、関係団体等が作成している感染症対策拡大予防ガイドラインを順守のうえ、十分な感染症対策を講じること。
- ・土・日・祝の活動は、可能な限り指導者が帯同すること。帯同できない場合は、緊急時等、常に連絡をとれる体制を整えておくこと。
- ・課外活動団体に感染者が発生した場合、保健所による濃厚接触者特定範囲の調査が完了するまで、当該団体の活動を停止する。ただし、保健所による濃厚接触者特定範囲の調査の段階で明らかに濃厚接触者に該当しない者に限定して、所管保健所と協議の上、活動を認める場合がある。
- ・施設使用上のルール及び下記「2 活動段階Ⅱにおける順守事項について」を順守しない団体があった場合は、当該団体の活動を停止する。

2 活動段階Ⅱにおける順守事項について

(1) 活動条件

- ・各都道府県の指示や利用する施設・大学の要請を順守すること。
- ・部内で感染者又は濃厚接触者が出た場合は、速やかに所管窓口へ報告すること。

ア 体調管理の徹底

- ・毎日自宅で体温計測を実施すること。
- ・軽度であっても発熱・咳・倦怠感・鼻水・咽頭痛・体調不良者は活動に参加しないこと。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を登録すること。

イ 衛生管理の徹底

- ・活動中のみならず、キャンパス内の移動及び公共交通機関利用の際もマスクを着用すること。
ただし、マスク着用下での活動は、酸素不足や熱中症のリスクもあるため、屋外での活動で十分な距離が確保される時や、屋内でもマスク着用のため息苦しくなるなどあれば、十分な対人距離を確保した上でマスクを外し呼吸するなど臨機応変な対応を行うこと。
- ・部室、更衣室においてもマスクを着用し会話は控えること。
- ・咳エチケット、手洗い、うがい、アルコール消毒の徹底
- ・施設入館時の手指の消毒
- ・備品の貸与については、使用団体に消毒を行うこと。

ウ 室内環境の管理 ※キャンパス外施設を利用する場合は、当該施設管理者の定めたルールに従うこと。

- ・室内換気の徹底
 - ①換気扇が設置されている施設については、常時換気扇を稼働させておくこと。
 - ②常時、扉・窓を開放させておくこと。
- ・施設使用後、換気を行った上で使用備品及び汗や飛沫が付着した場所の消毒を徹底すること。
- ・活動中に発生したゴミは、人が触れないように必ずビニール袋等で封をして処理すること。

エ その他の留意事項

- ・3密（密閉・密集・密接）回避を徹底すること。
- ・対人距離（少なくとも1 m以上）を確保すること。また、強度の高い活動においては必然的に呼吸が激しくなるため、より一層の身体的距離を確保すること。
- ・ミーティングについては、可能な限りオンラインで実施すること。
- ・関係団体、連盟、協会等が新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインを作成している場合は、当該ガイドラインにも従い活動すること。
- ・課外活動前後の食事会については、少人数であっても行わないこと。
- ・部室及び共用施設で軽食を含む食事等の喫食（お菓子を含む）は厳禁とする。なお、熱中症対策のための水分補給は必要に応じて行うこと。ただし、ボトルの回し飲みは行わないこと。
- ・人数の多寡及び酒類の提供の有無にかかわらず懇親会の場、深夜におよぶ飲食の場（自宅・下宿も含む）に参加しないこと。また、夜間の繁華街へ出歩く行動は慎むこと。
- ・課外活動への参加の強要又は不参加に伴う不利益な取り扱いをしないこと。
- ・新型コロナウイルス感染者が日常的に発生している地域より帰阪した者は活動参加を自粛するなど、感染拡大防止に努めること。

(2) 必要な手続き

- ・「事業届」及び「感染症対策の内容（書式不問）またはガイドライン等」の提出
活動場所（学内・学外）及び内容（公式戦、練習試合、練習、ミーティング等）を問わず、活動する際は必ず事業届及び感染症対策の内容（書式不問）またはガイドライン等をスポーツ振興グループに提出すること。

以上